

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係 租特法第90条の8（（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）及び第90条の9（（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例））関係</p> <p>1～3 省略</p> <p>（「運送の用に供されるもの」の意義）</p> <p>4 <u>租特法第90条の8第1項に規定する「運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客又は貨物の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>（1） <u>有償と無償の旅客又は貨物を混載して運送に使用する航空機</u></p> <p>（2） <u>有償で運送を行うために航行する航空機で搭乗する旅客又は搭載する貨物がないまま航行した場合における当該航空機</u></p> <p>（注） <u>機体の代替等のため、旅客を搭乗又は貨物を搭載させないで回送する場合における当該航空機は、これには含まれない。</u></p> <p>（「旅客の運送の用に供されるもの」の意義）</p> <p>5 <u>租特法第90条の9第1項に規定する「旅客の運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>（1） 有償と無償の旅客を混載して運送に使用する航空機</p> <p>（2） 有償で旅客と貨物を混載して運送に使用する航空機</p> <p>（3） 有償で旅客の運送を行うために航行する航空機で搭乗する旅客がないまま航行した場合における当該航空機</p> <p>（注） <u>機体の代替等のため、旅客を搭乗させないで回送する場合における当該航空機は、これには含まれない。</u></p> <p>6～13 省略</p>	<p>第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係 租特法第90条の8（（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）及び第90条の9（（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例））関係</p> <p>1～3 同左</p> <p>4 <u>削除（平12課消1-62）</u></p> <p>（「旅客の運送の用に供されるもの」の意義）</p> <p>5 <u>租特法第90条の8第1項又は同法第90条の9第1項に規定する「旅客の運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>（1） 有償と無償の旅客を混載して運送に使用する航空機</p> <p>（2） 有償で旅客と貨物を混載して運送に使用する航空機</p> <p>（3） 有償で旅客の運送を行うために航行する航空機で搭乗する旅客がないまま航行した場合における当該航空機</p> <p>（注） <u>機体の代替等のために旅客を搭乗させないで回送する場合における当該航空機は、これには含まれない。</u></p> <p>6～13 同左</p>